

葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準の取扱いについて

平成 21 年 8 月 18 日

21 葛総契第 254 号総務部長決裁

改正 平成 24 年 10 月 31 日 24 葛総契第 561 号

平成 27 年 7 月 1 日 27 葛総契第 268 号

第 1 指名停止と指名保留

- 1 指名停止は、不正行為等の事実が明らかになった場合、あるいは起訴された場合に行う。
- 2 指名保留は、新聞報道等で事件が起きたことを確認できた場合に、事件を知った日から、不正行為等の事実が明らかになるまで又は起訴されるまでの間、必要に応じて便宜的に行う。

なお、指名保留を経て指名停止をする場合の当該指名停止期間の始期は、指名保留をした日に遡ることとする。

第 2 事実の確認方法

公平性を確保するため、事実の確認は原則として次の方法によるものとする。

- 1 葛飾区が直接調査した場合
- 2 官公庁の調査によるもので、全国的又は地域的に統一步調をとるよう通知があった場合
- 3 新聞各社の報道により確認できた場合

第 3 契約の履行成績不良業者の指名停止等

葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準別表の 3 の運用に当たっては、次のとおり取り扱うこととする。

- 1 葛飾区工事成績評定及び葛飾区設計等委託成績評定（以下「葛飾区工事等成績評定」という。）の総合評価が不良で 50 点未満の場合
指名停止 6 月以上 12 月以内
- 2 1 の処分を受けた者が、それ以降 2 年間に、葛飾区工事等成績評定の総合評価の不良のうち 59～50 点の工事及び設計等委託を行った場合
指名停止 6 月以上 12 月以内
- 3 葛飾区工事等成績評定の総合評価が不良のうち 59～50 点の場合
口頭嚴重注意
- 4 3 の処分を受けた者が、それ以降 2 年間に、葛飾区工事等成績評定の総合評価の不良のうち 59～50 点の工事及び設計等委託を行った場合
(1) 1 回目 指名停止 3 月以上 6 月以内

(2) 2回目 指名停止 6 月以上 12 月以内

第 4 契約の履行に遅延を来した業者の指名停止

葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準別表の 7 のうち、正当な理由なく契約の履行に遅延を来した業者の指名停止期間は、次のとおりとする。

- 1 遅延日数 7 日以上 30 日以下 1 月以上 6 月以内
- 2 遅延日数 31 日以上 3 月以上 12 月以内

第 5 経営及び信用状況不良業者の指名保留

経営不振のため、不渡手形発行等を来した業者については、その営業が再建されたと認められるまで指名を保留する。

第 6 指名停止及び指名保留の通知

指名停止及び指名保留を行った場合は、当該業者に速やかに通知する。

付 則 (平成 21 年 8 月 18 日 21 葛総契第 254 号)

この基準は、平成 21 年 8 月 19 日から施行する。

なお、「業者指名停止基準の取扱いについて (平成 6 年 12 月 22 日付 6 葛総経第 260 号部長決裁) は、同日付けで廃止する。

付 則 (平成 24 年 10 月 31 日 24 葛総契第 561 号)

この基準は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 27 年 7 月 1 日 27 葛総契第 268 号)

この基準は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。